

第 58 号議案

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年加東市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

## 第58号議案 要旨

### 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の償還に係る運用の改善を図るため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

法改正により、償還金の支払猶予及び報告等の規定が追加されたことによる条ずれに伴い、文言及び引用規定の整理を行うこと。（第15条関係）

#### 3 施行期日 公布の日（令和元年8月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>